

令和3年度事業計画

I 基本方針

当会社では、平成26年3月に知事から農地中間管理機構の指定を受け、「県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」や「県産業振興計画の産業成長戦略」に基づき、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、農業経営を新たに営もうとする者の参入の促進及び農地基盤整備の推進等に取り組んできたところです。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当会社の事業推進活動においても大きな影響がありました。引き続き、新型コロナウイルス感染症との共存の中で事業推進をしていかなければならず、昨年の活動や課題を踏まえ、農業者の不安払拭を図りながら、関係機関・団体と一体となった取り組みを行い、担い手への集積・集約に努めます。

1 農地中間管理事業

本年度は、県の「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、概ね10年先の効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積目標、年間1,100haの農地集積の達成に向けて、引き続き取り組みます。

農地中間管理事業の更なる加速化・強化を図る観点から、令和元年度に法律が改正され、農業委員と農地利用最適化推進委員及び農業委員会は農地利用の最適化に取り組むことが明確に位置付けされました。それに伴い、「人・農地プラン」の実質化など、農地の集積・集約を支援する体制が強化されたところです。こうした動きを踏まえ、市町村、JA及び農業委員会等の関係機関との連携を強化し、「人・農地プラン」の実質化に向けた会議に参画するなど、更なるPRや働き掛けにより出し手・受け手のマッチングを図り事業推進に取り組めます。

基盤整備事業との連携については、農地中間管理機構関連農地整備事業（機構が借り受けした農地について、農家の申請によらず県が農家の費用負担や同意を求めずに県が基盤整備を実施することが可能。以下「機構関連事業」という。）を活用して新たに基盤整備を実施する地区を、これまで取り組んできた重点地区に加えて、関係機関と連携し事業に取り組めます。

次世代施設園芸団地の整備を推進するため、県、市町村及びJAと連携し優良農地の確保及び基盤整備を支援します。

農地中間管理事業による新規就農対策では、昨年度から取り組んでいます新規就農者の就農予定農地を市町村、JA及び関係機関と綿密に連携し、農地の先行

借り受けすることで確実な農地確保を図ります。

また、認定新規就農者が借り受けた農地の賃借料の一部を補助する、新規就農者の初期投資の軽減を図ります。

2 農地売買等事業

農地中間管理機構の特例事業である農地売買等事業により、規模拡大を目指す担い手等に農地の利用集積を図るため、引き続き農地の売買を推進します。

3 新規就農総合対策事業

農地確保にかかる就農相談活動や就農支援資金の管理運営により、新規就農者の確保や定着を図ります。

4 公社推進体制

本年度の推進体制は、公社職員4名、臨時職員10名、農地集積推進支援員11名の合計25名体制とし、この他に5市2町において、地域の人と農地等に精通した農業関係者や世話役等15名を農地活用サポーターに委嘱します。

農地中間管理事業担当の中に引き続き次世代施設園芸団地農地確保担当を2名配置するとともに、農地集積の機運が高まった地区及び基盤整備事業実施地区で農地活用サポーターの更なる増員を図ります。

5 債権管理

過去の事業にかかる未収金の債権管理及び回収のため、公社内で債権管理検討会を毎月開催し、債務者の状況に応じて顧問弁護士等のアドバイスを得ながら、組織的、効果的な取り組みを進めます。

II 具体的な事業内容

1 農地中間管理事業

- (1) 令和2年度は、重点地区を中心に県下全域で事業に取り組みましたが、集落営農組織などへの集積が過年度までに一部完了したことと、重点地区の基盤整備地区での集積が工事の進捗、地元調整等でできなかったことなどにより、集積実績が令和元年度の107haからほぼ横ばいの約109ha（2月1日暫定値）の借り受け見込みとなっています。

近年、平場の条件のよい農地を受け手である担い手が借り受け希望することから、条件の悪い未整備農地を借り受けしない、農地のミスマッチングが起これり集積が伸び悩んでいます。

そのため、更なる事業推進を図るには基盤整備と連携し優良農地を確保する

必要がありますので、機構関連事業の実施地区である北川村、土佐清水市、黒潮町、四万十町に続き、新規地区の掘り起こしを県、市町村等関係機関と連携し取り組みを行います。また、地元からの要望が多い農地耕作条件改善事業を早期実施するために、重点地区に指定し担い手への集積・集約を推進します。

また、現場の農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、機構の推進支援員及び農地活用サポーターを中心に、出し手の掘り起こしと受け手へのマッチングをよりきめ細かに行います。

さらに、果樹産地における担い手への園地集積を支援するために、果樹産地協議会等と連携し事業を推進します。

これまでに県内の33市町村で貸借実績ができたことから、今後は各市町村の担い手への集約化や規模拡大に向けて、引き続き取り組みます。

重点地区は、令和2年度当初は14市町村、31地区を指定し事業を推進してきましたが、年度途中で重点地区への指定の要望があった2市1町(南国市、土佐清水市、田野町)3地区を新たに重点地区に指定し、7地区が終了し2地区が事業計画の見直しをしたことから、本年度は13市町村、25地区(国営緊急農地再編整備事業、機構関連事業、県営基盤整備事業、農地耕作条件改善事業等及び利用集積・集約の機運が高まった地区)を中心に事業推進していきます。なお、年度途中で集積の機運が高まった場合には、重点地区を適宜追加して推進することとし、直近の理事会で報告します。

(2) 次世代施設園芸団地の整備を推進するため、高知県農業公社次世代施設園芸団地農地確保基金を必要に応じて活用しながら、優良農地が確保できるよう、市町村等関係機関と連携して取り組みます。

(3) 地域における当公社の窓口として市町村等への業務委託を行います。

また、出し手の掘り起こしや受け手へのマッチングを図るため、農業委員、農地利用最適化推進委員及びJA職員との連携を強化します。

(4) 農地中間管理事業や遊休農地意向調査によって得られる農地等の情報を精査し、農地中間管理事業としての要件を満たさない農地については、農地情報提供活動を活用し、農地・空きハウスの情報も含めて当公社ホームページ上で公表しマッチングを図ります。

(5) 新規就農対策として、新規就農者の確実な農地確保及び経営初期の経費負担

軽減を図るため、農地中間管理事業の借受農地管理等事業を活用し就農予定農地（施設園芸農地）の先行借り受けの実施に取り組みます。

また、新規就農者農地確保等支援事業を活用し認定新規就農者が借り受けた農地の賃借料を最大就農5年以内まで補助します。この事業は新規就農者からのニーズが高いことから、新規就農者への周知を図り引き続き取り組みを推進します。

計画目標 県内における担い手への集積・集約面積 年間1,100ha

2 農地売買等事業

市町村や農業委員会を通じた農家等からの申し出をもとに、農地の売買を通じて、規模拡大を目指す担い手等に農地の集積・集約を図ります。

計画目標 農地売買等事業による規模拡大・集積面積 年間4.5ha

3 新規就農総合対策事業

高知県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）と共同で設置している新規就農相談センターの機能を生かした農地確保に係る就農相談業務と農地中間管理事業による新規就農者への農地確保、農業次世代人材投資資金（準備型）の審査業務及び就農支援資金の管理運営等を行います。

本年度は、新型コロナウイルス感染症との共存の中での取り組みとして、オンライン会議を利用した就農相談も行い、事業を推進します。

計画目標 農地に係る相談件数延べ 30回